

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第4区分

【発行日】令和3年4月30日(2021.4.30)

【公開番号】特開2020-141550(P2020-141550A)

【公開日】令和2年9月3日(2020.9.3)

【年通号数】公開・登録公報2020-036

【出願番号】特願2019-38050(P2019-38050)

【国際特許分類】

H 02 M	1/00	(2007.01)
H 02 M	1/08	(2006.01)
H 02 M	7/48	(2007.01)
H 03 K	17/567	(2006.01)
H 03 K	17/687	(2006.01)
H 03 K	17/08	(2006.01)

【F I】

H 02 M	1/00	H
H 02 M	1/08	A
H 02 M	7/48	M
H 03 K	17/567	
H 03 K	17/687	A
H 03 K	17/08	Z

【手続補正書】

【提出日】令和3年3月22日(2021.3.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

互いに並列接続された複数のスイッチ(SW1, SW2)の駆動制御を行うスイッチの駆動装置において、

複数の前記スイッチには、異なる短絡耐量を有するスイッチが含まれており、

複数の前記スイッチの少なくとも1つに過電流が流れたことを判定する判定部(91, 92)と、

前記判定部により過電流が流れたと判定された場合、複数の前記スイッチをオフ状態に切り替える過電流保護部(60)と、を備え、

前記過電流保護部は、複数の前記スイッチをオフ状態に切り替える場合において、

複数の前記スイッチのうち、短絡耐量が最も小さいスイッチである最小耐量スイッチ(SW1)を最初にオフ状態に切り替え、

前記最小耐量スイッチのスイッチング速度を、複数の前記スイッチのうち前記最小耐量スイッチ以外の残りのスイッチ(SW2)のスイッチング速度よりも高く、かつ、過電流が流れたと判定されない場合における前記最小耐量スイッチのスイッチング速度よりも高くし、

前記残りのスイッチのスイッチング速度を、過電流が流れたと判定されない場合における前記残りのスイッチのスイッチング速度よりも低くするスイッチの駆動装置。

【請求項2】

前記過電流保護部は、複数の前記スイッチのうちいずれか1つのスイッチに過電流が流

れたと前記判定部により判定された場合、前記最小耐量スイッチを最初にオフ状態に切り替える請求項1に記載のスイッチの駆動装置。